



島根県報

平成22年 8 月 26 日 (木)

号外 第 148 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲

(水 産 課) 2

告 示

島根県告示第537号

平成22年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成22年島根県告示第260号）は、廃止する。

平成22年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）